



大人の責任

大阪府青少年健全育成条例

子どもたちを健やかに育てるために ダメなものはダメ!とハッキリ言える大人に

現在、青少年を取り巻く社会環境には、有害な情報や危険があふれており、青少年の健全育成を阻害するさまざまな問題が生じています。

青少年の行動に対する大人の無関心さや規範意識の低下が、青少年による非行や犯罪を増加させているとの指摘もあり、「大人の責任」が問われています。

次代を担う青少年が健やかに育つことは、私たちすべての大人の願いです。

青少年をささえ、みちびくことは社会全体の責務であることを改めて自覚し、営業者はもちろんのこと、保護者・地域住民・学校・青少年健全育成団体も含め、全ての府民が一丸となって、青少年を健やかに育てていきましょう。



大阪府青少年健全育成条例の一部を改正(平成20年12月)
平成21年2月施行



大阪府青少年健全育成条例

目次

この条例で「青少年」とは、18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいいます。

序章

- ・子どもたちを健やかに育てるために 1

自主規制

- ・社会環境をよくするために 2

条例改正のあらまし

- ・条例強化のための改正項目 3

出会い喫茶等営業の規制

- ・営業の届出・営業禁止区域 5
- ・営業者の禁止行為等

夜間外出への対応

- ・夜間営業を行う施設への立入制限 7
- ・夜間に外出させない保護者の努力義務 8
- ・夜間の連れ出し等の禁止

青少年を取り巻く社会環境の整備

- ・青少年に有害な図書類の指定及び販売等の禁止 9
- ・有害図書類の区分陳列方法 11
- ・青少年に有害ながん具刃物類の指定及び販売の禁止 13
- ・有害ながん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止
- ・古物の買受け、物品の質受け等の禁止 15
- ・着用済み下着の買受け等の禁止
- ・勧誘行為の禁止 16

インターネット上の有害情報への対応

- ・インターネット上の有害情報に係る努力義務 17

社会全体での取組促進

- ・地域との連携 19
- ・規範意識の向上に関する規定整備
- ・青少年健全育成団体等への協力要請

大阪府青少年健全育成条例・施行規則

21

社会環境をよくするために

自主規制規約

大阪府では条例による規制に加え、一律に定めることができないきめ細やかな基準や内容を、それぞれの業界の実情に応じて定めることができるよう、11業種については、遵守すべき基準について規約等を自ら設定するよう、営業者に積極的な協力を求めています。

条例第10条

- ① 図書類の販売・貸付業
- ② 興行の主催・興行場
- ③ がん具刃物類販売
- ④ 飲食店
- ⑤ 遊技場
- ⑥ 自動車等の販売・貸付・整備・部品販売
- ⑦ ボウリング場
- ⑧ カラオケボックス
- ⑨ まんが喫茶・インターネットカフェ
- ⑩ 古物商
- ⑪ 質屋

現在13団体から自主規制規約の届出があり、条例上の規制以外についても自主的な取組みが行われています。

- 大阪府書店商業組合
- 大阪府古書籍商業協同組合
- リサイクルブックストア協議会
- (社)日本フランチャイズチェーン協会
- 日本テレビゲーム商業組合
- 生活衛生同業組合大阪興行協会
- 大阪府アミューズメント施設営業者協会
- (社)日本自動車販売協会連合会 大阪府支部
- 大阪軽自動車協会
- (社)大阪府自動車整備振興会
- 大阪府二輪車協会
- 大阪府カラオケボックス協会
- 日本複合カフェ協会

(平成21年1月末現在)

～条例強化のための **新** 改正項目～

「出会い喫茶等営業の規制」を追加

- ▶ 営業の届出 ▶ 営業禁止区域
- ▶ 営業者の禁止行為 ▶ 広告・宣伝の制限
- ▶ 青少年の立入禁止の掲示
- ▶ 営業の停止等 ▶ 従業者名簿の備え付け
- ▶ 審議会への諮問 ▶ 立入調査

目的

近年、店舗を設けて、面識のない異性との一時的な交際を希望する者に対し、交際の機会を提供する営業を行なう、いわゆる「出会い喫茶」が出現し、これを利用した青少年が児童買春の被害者となるなどの事件が各地で発生しています。

大阪府ではこうした状況を踏まえ、届出制の導入、禁止区域の設定等、出会い喫茶等営業に関する規制を新たに設けることとしました。

有害がん具刃物類の規制の見直し

- ▶ がん具類の定義の見直し

改正前 がん具類

改正後 がん具刃物類

- ▶ 緊急指定制度の導入

有害図書類包括指定基準の見直し

- ▶ 包括指定基準の見直し

改正前 総ページ数の1/5以上
又は30ページ以上

改正後 総ページ数の1/10以上
又は10ページ以上

公安委員会の指定した職員が、営業の場所へ立入調査をする事ができることとしました。

淫行禁止規定違反の罰則強化

青少年を性的欲望の対象とする大人の背徳的な行為を禁止する規定の実効性をより高めるため、罰則を強化しました。

改正前 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正後 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

年齢知情の特則

禁止規定をより実効的なものにするため、青少年であることを知らなかったことについて過失がない場合を除き、処罰を免れないこととしました。

- ・出会い喫茶等営業についての禁止
- ・淫行禁止
- ・風俗営業等への勧誘行為の禁止
- ・淫行等の場所の提供、周旋の禁止

18歳未満お断り

利用させない

営業の届出

条例第26条

●営業開始10日前までに、営業所ごとに届け出なければなりません。

違反した場合 **10万円以下の罰金**

営業禁止区域

条例第27条

●学校(大学を除く)、児童福祉施設及び図書館等の敷地の周囲200メートルの区域内及び住居系地域においては、出会い喫茶等営業をしてはいけません。

違反した場合 **6月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

営業者の禁止行為

条例第28条

- 青少年を営業所に客として立入らせること。
- 青少年に対し、出会い喫茶等営業の客となるように指示し、又は勧誘すること。
- 青少年を客に接する業務に従事させること。
- 青少年を出会い喫茶等営業の客となるよう勧誘する業務に従事させること。
- 青少年を宣伝文書等を頒布する業務に従事させること。

違反した場合 **6月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

●青少年に対し、宣伝文書等を頒布すること。

違反した場合 **30万円以下の罰金**

青少年の立入禁止の掲示

条例第29条

●営業所の入口に青少年の立入を禁止する旨を掲示しなければなりません。

違反した場合 **10万円以下の罰金**

広告・宣伝の制限

条例第30条

●広告、宣伝を行なうに当たっては、青少年の営業所への立入りを禁止する旨を明らかにしなければなりません。

違反した場合 **10万円以下の罰金**

●営業禁止区域内において、営業所の名称、所在地又は電話番号に係る広告物を表示してはならない。違反したときは除去、移転、その他当該違反行為を是正するために必要な措置を執ることが命ぜられます。

命令違反した場合 **30万円以下の罰金**

従業者名簿の備え付け

条例第32条

●営業所ごとに従業者名簿を備えなければなりません。

違反した場合 **10万円以下の罰金**

立入調査

条例第43条

●知事及び公安委員会は、営業時間内に限り、その指定する職員に、営業の場所に立ち入り、調査、質問、資料提出要求をさせることができます。

拒否、忌避、虚偽答弁等 **10万円以下の罰金**

出会い喫茶とは

店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的交際(会話を含む)を希望するものに対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの



出会い喫茶等営業の停止等

出会い喫茶等営業に関し、この条例又は他法令に規定する罪に当たる違法な行為をしたときは営業停止等が命じられます。

立ち入らせない

夜間営業を行う施設への立入制限

条例第24条

遊技場（ゲームセンター）※、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェの営業者は、夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
●16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
●16歳未満の者で保護者同伴の場合 ●16歳未満の者に、保護者の承諾を得た指導者の同伴のもと、ボウリング競技又はその練習を行わせる場合 ●16歳以上18歳未満の者	午後10時～翌日の午前5時

※風適法及び同法施行条例に定められる遊技場については、従来どおり、保護者同伴の有無に関わらず、16歳未満の者を午後7時以降立ち入らせてはなりません。

違反した場合 30万円以下の罰金

夜間立入制限施設の営業者は、入口の見やすいところに、青少年の立入制限の掲示をしなければなりません。

■掲示例

大阪府青少年健全育成条例により、次のとおり夜間の青少年の入場をお断りいたします。

16歳未満の方	午後7時から翌日の午前5時まで	このため、当店ではお客様の年齢を確認させていただくことがあります。皆様のご協力をお願いします。
16歳未満で保護者が同伴されている方 16歳以上18歳未満の方	午後10時から翌日の午前5時まで	

違反した場合 10万円以下の罰金

夜間に営業を行う者（コンビニエンスストア等）は、上記の時間帯に施設・敷地内にいる青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。

外出させない

夜間に外出させない保護者の努力義務

条例第25条

保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

対象となる青少年の区分 外出させはならない時間帯

●16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
●16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

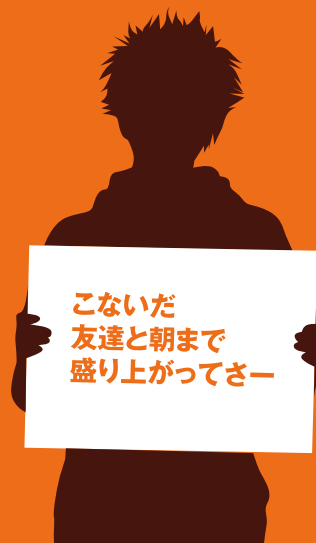
夜間の連れ出し等の禁止

条例第37条

何人も、保護者の承諾等を得ずに夜間（上記の時間帯）に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。

（電話、メール等での呼び出しによる場合も含まれます）

違反した場合 30万円以下の罰金



ごないだ
友達と朝まで
盛り上げてさー

青少年が夜間に外出し、犯罪の被害者、加害者となるケースが後を絶ちません。また、犯罪に巻きこまれる青少年の低年齢化が進んでいます。青少年の夜間外出の原因に保護者の無関心があげられます。「何時に家に戻ったかわからない。」「塾が何時ごろ終わるのかわからない。」そんな保護者の無関心が青少年を外に追いやってしまうこともあるのです。青少年を犯罪の被害者、加害者にしないためにも夜間は外出させないように努めましょう。



家にいても
つまらないし…

見せない

青少年に有害な図書類の指定及び販売等の禁止

条例第13・14条

- ① 図書類の販売、貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることを業とする者は、第13条第1項の規定により指定された図書類及び同条第2項に規定する図書類（以下「有害図書類」という。）を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。
- ② 何人も、有害図書類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように努めなければならない。

違反した場合 30万円以下の罰金

有害図書類とは

個別指定

大阪府青少年健全育成育成審議会の答申をうけて個別に指定します。

- 青少年の性的感情を著しく刺激するもの
- 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの
- 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

個別に審査することなく、一定基準を満たすものを有害図書類とみなします。

有害図書類とみなす規定 ※平成20年12月改正

- 書籍・雑誌等
全裸若しくは半裸での卑猥な姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規則で定めるもの（下記参照）を掲載するページ（表紙含む）の数が、総ページ数の1/10以上又は10ページ以上を占めるもの。
- ビデオテープ・CD-ROM・DVD等
全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規定で定めるものを描写した場面が合わせて3分を超えるもの。

包括指定

団体指定

図書類の製作又は販売を行う者の組織する、知事が指定した団体が、青少年の閲覧、視聴等を不適当と認めたもの（右のマーク）

「規則で定めるもの」の内容

- 1 全裸若しくは半裸での卑わいな姿態（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。）
（イ）陰部又は陰毛を露出し、又は強調した姿態 （ロ）でん部を露出し、又は強調した姿態 （ハ）自慰の姿態
（ニ）女性の排せつの姿態 （ホ）陰部、胸部又はでん部へのせっぶん又はこれらへの愛ぶの姿態
- 2 性交又はこれに類する性行為（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合も含む。）
（イ）性交又は性交を明らかに連想させる行為 （ロ）サディズム又はマゾヒズムによる性行為
（ハ）ごうかん若しくはごうかんを明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為

18歳未満の方に対して、ここに陳列してある雑誌等を販売したり閲覧させることは禁止されています。

なんか勉強に集中できなくて…

これらのマークがついたビデオテープやDVD、家庭用ゲームソフト、パソコンソフト等は有害図書類となります。

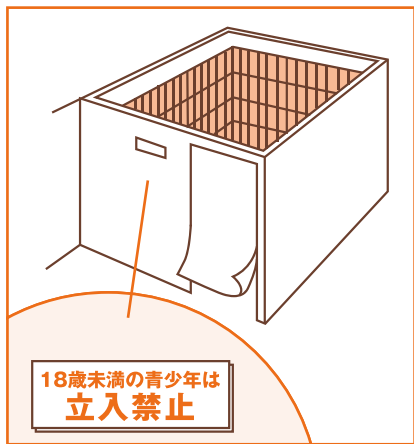


有害図書類の区分陳列方法

条例第15条

図書類を販売、貸付け、閲覧、視聴させることを業とする者は、下図のいずれかの方法により有害図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。

1 青少年を自由に入出入りさせないための間仕切り等で仕切り、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列する。



2 ビニール包装、ひも掛けその他これらに準ずるものとして知事が認める方法により、容易に閲覧できない状態にした有害図書類を次のイ～ロの方法により陳列する。

イ 他の陳列棚と60cm以上離して設置した棚に、陳列する。

60cm以上

ロ 10cm以上張り出す仕切り板（透けて見えない材質のものに限る）を設け、その間に陳列する。

10cm以上

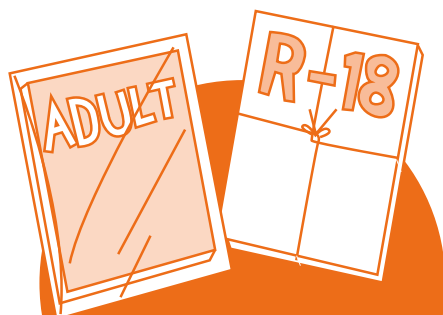
ハ 床面から150cm以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして陳列する。

150cm以上

ニ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐する場所から5m以内にあり、当該者が直接見て監視できる場所に陳列する。

5m以内

3 図書類の販売、貸付け、又は閲覧等に従事する者が常駐するカウンターの上、又は内部に図書類を購入等する者が有害図書類に直接触れることができない状態にして陳列する。



2の方法で陳列する場合
ビニール包装または
ひも掛けが必要です。

有害図書類を陳列する場所には、青少年に販売、貸付け、閲覧等させることができない旨を見やすいように掲示しなければなりません。

■掲示例

大阪府青少年健全育成条例により、
18歳未満の方に対して、ここに陳列してある雑誌等を
販売したり閲覧させることは禁止されています。

これらのことに違反していると認められた場合、改善の勧告や命令を行います。
この命令に従わないと、違反状況が公表されたり、

罰則(30万円以下の罰金)が科せられます。

持たせない

青少年に有害ながん具刃物類の指定及び販売等の禁止 **条例第16・17条**

がん具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすもののほか、いわゆる「大人のおもちゃ」も青少年に有害ながん具刃物類となります。これらの有害ながん具刃物類を青少年に対して販売、貸付けること等を禁止します。

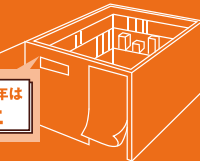
- 性器を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状のがん具刃物類
- 専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかであるがん具刃物類

違反した場合 **30万円以下の罰金**

がん具刃物類の販売等を業とする者は、下図の方法により有害ながん具刃物類(大人のおもちゃ)を他のがん具刃物類等と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。

間仕切り等で仕切り、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列する。

18歳未満の青少年は
立入禁止



有害ながん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止 **条例第20条**

図書類と同様に、がん具刃物類の自動販売機等を設置するときは、あらかじめ当該自動販売機等を管理する者、設置場所、その他規則で定める事項を事事に届け出なければなりません。(条例第19条)

(自己の経営する店舗の店頭又は法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、販売等を行うおとすときを除きます)

届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 **料料**

有害ながん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止(法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されているもの、又は規則で定める方法により、青少年が購入等することができないものを除きます)

違反した場合 **30万円以下の罰金**

友達がへんなの
買って来た!

既に指定されている青少年に有害ながん具刃物類

品名	構造/機能
がん具 空気銃	レバー等をもって空気圧縮ポンプを作用し、圧縮された空気の利用して弾丸を発射させるもの 当該がん具空気銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの (告示)昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
バネ式銃	レバー等をもってバネを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの 当該バネ式銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの (告示)昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
スリング ショット	腕あてで固定し、握りから角状に出る二本の棒(ゴム固定金具等が付加されたものを含む。)に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸、矢その他これらに類する物(以下「弾丸等」という。)を発射させるもの 当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.07kgm/cm ² 以上のもの (告示)昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
がん具 手錠	金属又はプラスチックで作られ、手の自由を拘束することが可能な内径のちようつがい式二輪の各輪を相互に連結した形状を有するものであって、特定の鍵によるのみ解錠(かいけん)可能なもの(回転止め装置を有するものを含む。) 手の自由を拘束する (告示)昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
モデル あいくち	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第17条の4に規定するあいくちに著しく類似する形態を有するもの 刃はないが先端が鋭利であり、殺傷能力を有する (告示)昭59.12.19 大阪府告示 第1438号
圧縮ガス銃 圧縮ガス拳銃	密閉容器に充てんされた圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの 当該圧縮ガス銃及び圧縮ガス拳銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギー値が銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの (告示)昭61.4.4 大阪府告示 第546号
スリング ピストル	プラスチック製の握りの上部に接続して設けられた円筒に固定された袋型ゴムの弾力を利用して、弾丸その他これらに類する物(以下「弾丸等」という。)を発射させるもの 当該スリングピストルの袋型ゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギー値が銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上のもの (告示)昭61.4.4 大阪府告示 第546号
特殊警棒	金属製の伸縮式護身具で、通常は握り部分に突出部が収納されているが、使用に際し強く握ると、当該部分が飛び出す構造になっているもの 伸長した状態で人体に対して打撃を加えた場合、殺傷能力を有する (告示)昭61.10.31 大阪府告示 第1463号
バタフライ ナイフ	さやが刃体との接合部を軸として、刃体のみ側部分と刃先側の部分の二つに分かれることによって開刃され、分かれたさやがそれぞれ半回転し、柄を兼ねるナイフ 開刃した状態で人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する (告示)平10.4.1 大阪府告示 第564号
両刃ナイフ (ダガーナイフ等)	鑄(しのぎ)を中心として左右が対象な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの (告示)平20.9.25 大阪府告示 第1691号 ※銃刀法改正(平成21年1月5日施行)により刃渡り5.5cm以上の剣(両刃のナイフ)が所持禁止になりました。

(注)がん具空気銃、バネ式銃、スリングショット、圧縮ガス銃、圧縮ガス拳銃、スリングピストルの機能は、銃口等から約3mの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものに相当します。

買わない

古物の買受け、物品の質受け等の禁止 条例第23条

古物商は、青少年から古物を買受けたり、売買の仲介をしてはいけません。

質屋は、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けてはいけません。

※青少年が保護者と同伴する場合、又は保護者の承諾を得ていると認められる場合を除きます。

違反した場合 30万円以下の罰金

- 古物商又は質屋は、古物の売却等又は物品の質置き等を申し出た者が明らかに青少年でないことが認められる場合を除き、身分証明書等の提示を求める等の方法により、青少年でないことを確認しなければなりません。

着用済み下着の買受け等の禁止 条例第36条・第39条

何人も、青少年から着用済み下着（青少年がこれに該当すると告げたものも含みます。）を買ったり、売却の依頼を受けたり、売買の仲介をしてはいけません。

また、このような行為が行われることを知って、その場所を提供してもいけません。

違反した場合 30万円以下の罰金

お小遣い
足りなくて…

誘わない

勧誘行為の禁止 条例第38条

何人も、青少年に対して、次の行為を行ってははいけません。

- 着用済み下着を売却するように勧誘すること。
- 接待飲食業等営業（キャバクラ、ホストクラブ等）や性風俗関連営業（ファッションヘルス、デリバリーヘルス等）において、接客業務に従事するように勧誘すること。
- 接待飲食業等営業（キャバクラ、ホストクラブ等）の客となるように勧誘すること。

違反した場合 30万円以下の罰金

よく誘われるんだよねー

アクセスさせない

インターネット上の有害情報に係る努力義務

条例第33条

●保護者の努力義務

保護者は、携帯電話やパソコンなどの端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングソフトの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければなりません。また、保護者自らもインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければなりません。

●事業者の努力義務

端末装置の販売又は貸付けを業とする者（パソコン・携帯電話の販売等）及び特定電気通信役務提供者（インターネットプロバイダ等）は、その事業活動を行うに当たっては、青少年のインターネット上の有害情報を閲覧等することを防止するために、フィルタリングソフトに関する情報等、必要な情報を提供するように努めなければなりません。

●インターネット利用環境の整備

学校、図書館等の公共施設や、インターネットカフェなど不特定多数の人が利用できるパソコンを設置する者は、青少年がそのパソコンでインターネットを利用するときは、フィルタリングソフトの活用等適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報の視聴を防止するよう努めなければなりません。



見直そう！
ケータイ依存の今の生活

インターネットアクセスを制限しています

サイトの利用

軽い気持ちが加害者に
知らないうちに被害者に

携帯電話 持つ前に
持たせる前に話し合い

フィルタリングソフトとは

インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有するソフトウェアのことをフィルタリングソフトといいます。フィルタリングには、①市販のフィルタリングソフトを購入し、パソコンにインストールする、②ブラウザ（Microsoft Internet Explorerなどのウェブページ閲覧ソフト）の中のフィルタリング機能を設定する、③加入しているプロバイダのフィルタリングサービスを利用する等の方法があります。また携帯電話会社には、フィルタリングサービスの利用を条件として携帯電話を販売することが義務付けられています。（平成21年4月より）

フィルタリングに関して詳しくは財団法人インターネット協会のホームページをご覧ください。

<http://www.iajapan.org/rating/>

社会全体で 取り組んでいきましょう

大阪府は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を実施する際には、市町村、保護者、地域住民、学校、青少年の健全な育成に関する活動を行う団体と連携・協力することで、社会全体で青少年の健全育成に取り組むことを明確化しました。

規範意識の向上に関する規定整備 条例第6条

●保護者の責務

保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にする心を醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければなりません。

●青少年の健全な育成に関する活動を行う者の責務

青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければなりません。

青少年健全育成団体等への協力要請 条例第42条

知事は、次に掲げる事項について、青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体に協力を求めることができる。

- (1)この条例に規定する事項についての普及及び啓発
- (2)この条例の規定による規制に関する調査の実施





大阪府青少年健全育成条例

子どもたちを健やかに育てるために
ダメなものはダメ!とハッキリ言える大人に。



大阪府青少年健全育成条例に関する問い合わせ先

大阪府生活文化部次世代育成支援室青少年課
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目/06-6941-0351(代表)
<http://www.pref.osaka.jp/koseishonen/index.html>

■平成21年2月発行

このパンフレットは20,000部作成し、1部あたりの単価は19.0円です。